

新潟県カーリング協会 規約改正 新旧比較表

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|--|
| <p>新潟県カーリング協会規約</p> <p>(名称及び事務所) 第1条 この会は新潟県カーリング協会（以下「本会」という）と称し事務所を事務局長宅に置く。</p> <p>(目的) 第2条 本会はカーリング競技の普及及び振興を図り、もって県民の心身の健全な発展とスポーツ精神の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 本会は全容の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) カーリング競技の普及及び技術の向上のための講習会 (2) 各種大会への参加 (3) 指導の達成 (4) 県民への広報啓発活動 (5) 日本カーリング協会との連携（強化） (6) その他、本会の目的達成に必要な事業</p> <p>(組織) 第4条の1 本会は本会の目的に賛同する県内在住、在勤、在学の愛好者及び理事会で承認されたもの（以下「会員」という）を以て組織する。</p> <p>(支部) 第4条の2 本会は支部を置くことができる。但し、支部の設置については理事会の承認を必要とする。</p> <p>(役員) 第5条 本会に次の役員を置く 会 長 1名 副会長 1名 事務局長（理事）1名 専務理事 1名 理事 4名以上 会計監事 1名</p> <p>(役員職務) 第6条 (1) 会長は、本会を代表する。 (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はその職務を代理する。 (3) 事務局長は日常の業務を処理する。 (4) 専務理事は、本会の会務を掌理する。 (5) 理事は、理事会を構成し、会務を議決し執行する。 (6) 会計監事は、本会の会計を監査する。</p> | <p>新潟県カーリング協会規約</p> <p>(名称及び事務所) 第1条 この会は新潟県カーリング協会（以下「本会」という）と称し事務所を事務局長宅に置く。</p> <p>(目的) 第2条 本会はカーリング競技の普及及び振興を図り、もって県民の心身の健全な発展とスポーツ精神の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(事業) 第3条 本会は全容の目的を達成するため、次の事業を行う。 (7) カーリング競技の普及及び技術の向上のための講習会 (8) 各種大会への参加 (9) 指導の達成 (10) 県民への広報啓発活動 (11) 日本カーリング協会との連携（強化） (12) その他、本会の目的達成に必要な事業</p> <p>(組織) 第4条 本会は本会の目的に賛同する支部及び役員を以て組織する。 2 県協会会員は、何れかの支部に所属するものとする。 3 支部の設置については、別に定める支部運営要領にもとづき運営委員会の承認を必要とする。</p> <p>(役員) 第5条 本会に次の役員を置く 会 長 1名 事務局長 1名 会計監事 1名</p> <p>(役員職務) 第6条 (1) 会長は、本会を代表する。 (2) 事務局長は日常の業務を処理する。 (3) 会計監事は、本会の会計を監査する。</p> | <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>・支部制へ移行</p> <p>・組織スリム化による役員減</p> <p>・同上</p> |

新潟県カーリング協会 規約改正 新旧比較表

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|---|---|--|
| <p>(役員の選任) 第7条 役員は総会においてこれを承認する。</p> <p>(役員の任期) 第8条 役員の任期は2年とする。但し、再任は防げない。 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(顧問等) 第9条 本会は、理事会の決議を経て顧問等を置くことができる。</p> <p>(会議) 第10条 本会の会議は、総会、役員会、理事会とする。</p> <p>(総会) 第11条 総会は、定期総会及び臨時総会とし会長が招集する。</p> <p>(総会の決議事項) 第12条 1 定期総会は年1回開催し、次の事項を決議する。 (1) 年度事業計画、予算について (2) 年度事業報告、決議及び会計監査報告 (3) 役員の変更 (4) 規約の改正 (5) その他必要と認めたもの 2 臨時総会は必要に応じ開催する。</p> <p>(役員会) 第13条 1 役員会は会長、副会長、専務理事、事務局長より構成し会長が招集する。 必要に応じ監事が出席し意見を述べることが出来る。 2 役員会は総会、理事会に提案する事項を審議決定する。 その他、重要案件を審議する。</p> <p>(理事会) 第14条 1 理事会は理事によって構成し専務理事が招集する。 必要に応じ会長、副会長、事務局長が出席し意見を述べることが出来る。 2 理事会は本会の会務を審議決定する。</p> | <p>(役員の選任) 第7条 役員は運営委員会においてこれを承認する。</p> <p>(役員の任期) 第8条 役員の任期は2年とする。但し、再任は防げない。 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(顧問等) 第9条 本会は、運営委員会の決議を経て顧問等を置くことができる。</p> <p>(会議) 第10条 本会の会議は、定期運営委員会及び臨時運営委員会とし、会長が招集する。</p> <p>(運営委員会) 第11条 運営委員会は会長、事務局長、会計監事及び各支部代表者である運営委員により構成する。 2 運営委員会の議長は会長が務め、議事運営は事務局長が分掌する。</p> <p>(運営委員会の決議事項) 第12条 定期運営委員会は年1回開催し、次の事項を決議する。 (1) 年度事業計画、予算について (2) 年度事業報告及び会計監査報告 (3) 役員の変更 (4) 規約の改正 (5) 支部の承認 (6) 運営委員の承認 (7) 支部会費 (8) 年間大会運営について (9) その他必要と認めたもの</p> | <p>・総会廃止，運営委員会へ移行</p> <p>・理事会廃止</p> <p>・総会廃止，運営委員会へ移行</p> <p>・同上</p> <p>・役員会廃止</p> <p>・理事会廃止</p> |

新潟県カーリング協会 規約改正 新旧比較表

| 変更前 | 変更後 | 備考 |
|--|---|---|
| <p>(会議の議決) 第15条 会議の議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。</p> <p>(委員会) 第16条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。</p> <p>2 委員会の委員は、理事会において選任し、会長が委嘱する。</p> <p>3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会会則によるものとする。</p> <p>(会計) 第17条 本会の経費は次に掲げるものをもってこれを充てる。</p> <p>(1) 会費 (2) 寄付金 (3) 補助金 (4) その他の収入</p> <p>(会費) 第18条 本会の会費は、毎年の理事会で決定し、別途通知する。</p> <p>(会計年度) 第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(財産) 第20条 備品、耐久用具等は、財産目録を作成し会長がこれを管理する。</p> <p>(細則等) 第21条 この規約の施行についての細則等は、理事会の議決を経て別に定めることができる。</p> <p>(その他) 第22条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、相応の会議にはかり決定する。</p> <p>付則 設立年月日 平成8年2月3日 この規約は平成8年2月3日から施行する。</p> <p>この協会の設立当初の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、設立の日から平成9年3月31日までとする。</p> <p>この協会の役員の任期は第8条の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。</p> | <p>(会議の議決) 第13条 会議の議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。</p> <p>(会計) 第14条 本会の経費は次に掲げるものをもってこれを充てる。</p> <p>(1) 支部会費 (2) 寄付金 (3) 補助金 (4) その他の収入</p> <p>(会費) 第15条 本会の支部会費は、毎年の定期運営委員会で決定し、別途通知する。</p> <p>(会計年度) 第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>(財産) 第17条 備品、耐久用具等は、財産目録を作成し会長がこれを管理する。</p> <p>(細則等) 第18条 この規約の施行についての細則等は、運営委員会の議決を経て別に定めることができる。</p> <p>(その他) 第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会にはかり決定する。</p> <p>付則 設立年月日 平成8年2月3日 この規約変更は、令和4年4月1日から施行する。</p> | <p>・委員会廃止</p> <p>・会員会費廃止、支部会費へ移行</p> <p>・理事会廃止、運営委員会へ移行</p> |

| 変更前 | 変更後 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------|-------|-------|---------|--|-----|--|----|-----|--|------|--|----|-----|--|------|--|----|-----|--|------|--|----|------|--|--|-------|-------|-------|---------|---------|--|--|--|--|------|--|--|--|--|----|--|--|--|--|--|-------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|-----------------------|
| <p style="text-align: center;">新潟県カーリング協会 組織図</p> <p>会長 — 副会長 — 専務理事 — 理事会</p> <p>事務局長</p> <p>会計監事 アイスメイク研究会</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">会長</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">理事</td> <td style="width: 20%;">委員長</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td></td> <td>理事</td> <td>委員長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td></td> <td>理事</td> <td>委員長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>専務理事</td> <td></td> <td>理事</td> <td>委員長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会計監事</td> <td></td> <td>理事</td> <td>事務局長</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">総務委員会</td> <td style="text-align: center;">競技委員会</td> <td style="text-align: center;">強化委員会</td> <td style="text-align: center;">指導普及委員会</td> </tr> <tr> <td>委員長(専任)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※各委員会での決定事項を理事会で審議し、承認されれば事務局より会員に周知し、実行する。</p> <p style="text-align: center;"> 各委員会での立案 (各委員会協議) ⇒ 臨時理事会で審議 (出席者の過半数で可決) ⇒ 事務局より会員に周知 (会員メールにて周知) </p> <p>※会員と協会との窓口は全てメール(niigata@curling.or.jp)となります。 各種連絡はこちらのアドレスから指定アドレスにお送りします。メールの受信設定をご確認ください。</p> | 会長 | | 理事 | 委員長 | | 副会長 | | 理事 | 委員長 | | 事務局長 | | 理事 | 委員長 | | 専務理事 | | 理事 | 委員長 | | 会計監事 | | 理事 | 事務局長 | | | 総務委員会 | 競技委員会 | 強化委員会 | 指導普及委員会 | 委員長(専任) | | | | | 副委員長 | | | | | 委員 | | | | | <p style="text-align: center;">新潟県カーリング協会 組織図</p> <p>会長 — 理事会</p> <p>会計監事 事務局長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">運営委員会</th> </tr> <tr> <td>運営委員①</td> <td>①支部代表</td> </tr> <tr> <td>運営委員②</td> <td>②支部代表</td> </tr> <tr> <td>運営委員③</td> <td>③支部代表</td> </tr> <tr> <td>運営委員④</td> <td>④支部代表</td> </tr> <tr> <td>運営委員⑤</td> <td>⑤支部代表</td> </tr> <tr> <td>運営委員</td> <td>会計監事</td> </tr> <tr> <td>運営委員</td> <td>事務局長</td> </tr> </table> <p>①支部 支部組織体制 (名称: 新潟県カーリング協会)</p> <p>②支部 支部組織体制 (名称: 新潟市カーリング協会)</p> <p>③支部(例) 支部組織体制 (名称: ○○カーリング同好会)</p> <p>④支部(例) 支部組織体制 (名称: ○○大カーリング部)</p> <p>⑤支部(例) 支部組織体制 (名称: ○○スポーツ少年団)</p> | 運営委員会 | | 運営委員① | ①支部代表 | 運営委員② | ②支部代表 | 運営委員③ | ③支部代表 | 運営委員④ | ④支部代表 | 運営委員⑤ | ⑤支部代表 | 運営委員 | 会計監事 | 運営委員 | 事務局長 | <p>・組織スリム化、支部制へ移行</p> |
| 会長 | | 理事 | 委員長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副会長 | | 理事 | 委員長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務局長 | | 理事 | 委員長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 専務理事 | | 理事 | 委員長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会計監事 | | 理事 | 事務局長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 総務委員会 | 競技委員会 | 強化委員会 | 指導普及委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委員長(専任) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 副委員長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委員 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運営委員会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運営委員① | ①支部代表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運営委員② | ②支部代表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運営委員③ | ③支部代表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運営委員④ | ④支部代表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運営委員⑤ | ⑤支部代表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運営委員 | 会計監事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運営委員 | 事務局長 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

新潟県カーリング協会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は新潟県カーリング協会（以下「本会」という）と称し事務所を事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 本会はカーリング競技の普及及び振興を図り、もって県民の心身の健全な発展とスポーツ精神の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は全容の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) カーリング競技の普及及び技術の向上のための講習会
- (2) 各種大会への参加
- (3) 指導の達成
- (4) 県民への広報啓発活動
- (5) 日本カーリング協会との連携（強化）
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 本会は本会の目的に賛同する支部及び役員を以て組織する。

- 2 県協会会員は、何れかの支部に所属するものとする。
- 3 支部の設置については、別に定める支部運営要領にもとづき運営委員会の承認を必要とする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く

| | |
|------|----|
| 会 長 | 1名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 会計監事 | 1名 |

(役員の仕事)

- 第6条
- (1) 会長は、本会を代表する。
 - (2) 事務局長は日常の業務を処理する。
 - (3) 会計監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選任)

第7条 役員は**運営委員会**においてこれを承認する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し、再任は防げない。
補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問等)

第9条 本会は、**運営委員会**の決議を経て顧問等を置くことができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、**定期運営委員会及び臨時運営委員会とし、会長が招集する。**

(運営委員会)

第11条 **運営委員会は会長、事務局長、会計監事及び各支部代表者である運営委員により構成する。**

2 運営委員会の議長は会長が務め、議事運営は事務局長が分掌する。

(**運営委員会**の決議事項)

第12条 **定期運営委員会は年1回開催し、次の事項を決議する。**

- (1) 年度事業計画、予算について
- (2) 年度事業報告及び会計監査報告
- (3) 役員改選
- (4) 規約改正
- (5) **支部承認**
- (6) **運営委員承認**
- (7) **支部会費**
- (8) **年間大会運営について**
- (9) その他必要と認められたもの

(会議決議)

第13条 **会議の議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。**

(会計)

第 14 条 本会の経費は次に掲げるものをもってこれを充てる。

- (1) 支部会費
- (2) 寄付金
- (3) 補助金
- (4) その他の収入

(会費)

第 15 条 本会の支部会費は、毎年の定期運営委員会で決定し、別途通知する。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(財産)

第 17 条 備品、耐久用具等は、財産目録を作成し会長がこれを管理する。

(細則等)

第 18 条 この規約の施行についての細則等は、運営委員会の議決を経て別に定めることができる。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会にはかり決定する。

付則

設立年月日 平成 8 年 2 月 3 日

この規約変更は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

新潟県カーリング協会 支部運営要領

(総則)

第 1 条 この要領は、新潟県カーリング協会（以下「県協会」という）規約第 4 条にもとづく支部の承認および第 7 条以下の県協会と支部の連携ならびに運営委員会運営等に関する事項を定める。

(支部の県協会登録、承認要件)

第 2 条 支部の県協会登録は、以下の全てを満足するものとし運営委員会での承認を以て要件とする。

- (1) 支部会員数は 4 名以上であること
- (2) 代表者を設置し、必要な情報を県協会へ提出すること
- (3) 運営委員 1 名を県協会から委任されること
- (4) 上位団体の J C A 等各種規約、規程、個人情報保護を含むガイドライン等を遵守すること
- (5) 県協会規約、本要領を遵守すること
- (6) 独立採算で運営が出来ること
- (7) 所定の支部会費を期限までに県協会へ入金すること
- (8) 3 年以上活動を継続すること
- (9) 継続申請の場合、活動実績が存在すること

(支部の県協会登録手続き)

第 3 条 支部の県協会登録期間は 4 月 1 日～翌 3 月 3 1 日までの毎年度毎とする。

- 2 支部の新規または継続登録申請期間は、前年度 2 月末日迄とし、県協会へ所定の様式で申請する。
- 3 支部の新規または継続承認は、定時運営委員会での議決によるものとし、結果は県協会が所定の様式で速やかに申請者へ通知する。
- 4 支部会費の県協会への入金期間は、4 月末日迄とする。

(支部会費)

第 4 条 J C A 年間登録費と県協会年間運営費の合計を各支部の競技者登録者数で案分した金額を支部会費とする。

- 2 前項は、定時運営委員会で決定する。

(各支部会員数の管理)

第 5 条 J C A 競技者登録希望者は、何れかの支部に所属することを原則とし、各支部で取

り纏め、所定の期限まで競技者登録費を県協会へ入金するとともに、所定の競技者登録名簿を県協会へ提出する。

- 2 競技者登録者以外の一般会員情報は、各支部で管理する。
- 3 各支部は支部登録申請時に、競技者登録者数と一般会員数を所定の様式で県協会へ報告する。

(アイスアリーナ予約)

第6条 新潟アイスアリーナの予約、使用は各支部で実施する。

- 2 支部毎の競合は支部毎または年間予約方法を含め運営委員会で協議する。

(公式大会派遣)

第7条 各支部毎の出場希望枠は設けない。

- 2 異なる支部会員同士のチーム結成は認める。
- 3 県協会出場枠以上の出場希望がある場合は、県協会トライアルを開催する。
- 4 県協会トライアル開催方法は、運営委員会で協議する。

(主催大会運営)

第8条 県協会主催大会は計画しない。

- 2 各種大会は各支部で運営し共同開催も可とする。
- 3 大会運営費は主催支部が負担する。
- 4 旧新潟オープン大会等の大規模大会運営は、定時運営委員会で協議する。
- 5 JCA主催大会および外部団体体験会等の運営については、県協会が各支部へ協力を要請し運営する。

(ホームページ運営)

第9条 ホームページは県協会が運営する。

- 2 ホームページには各支部連絡先、リンクを掲載する。
- 3 体験申込情報等共有化が必要な事項を掲載する。
- 4 ホームページ運営費は、県協会運営費として支部会費に含める。

(要領の改正)

第10条 この要領は、運営委員会の議決を経て改正することができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、運営委員会で決定する。

付則 1（施行）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付則 2（移行措置）

1. 支部制移行にともなう支部登録、入会について
 - (1) 本要領制定と同時に、仮称柏崎カーリング協会と仮称新潟市カーリング協会を設立する。
 - (2) 前項支部は、2021 年度県協会役員、理事で組織する。
 - (3) その他支部設置希望団体の県協会への登録申請期間は、2022 年度に限り 5 月末日迄とする。
 - (4) 2022 年度に限り、現一般会員の各支部への入会申込は県協会が案内、受付けることができる。
 - (5) 2022 年度末迄は、支部入会検討中の方で一般会員登録希望者は県協会が直接一般会員登録を受付ける。
 - (6) 前項において、県協会は一般会員費を徴収しない。
2. 県協会は、2022 年度から 2024 年度までの 3 年間、支部会費（JCA 年会費、県協会運営費）を徴収しない。
3. 県協会は、2022 年度から 2024 年度までの 3 年間、各支部で開催するアイスアリーナでの大会について、一般営業時間内は 1 万円/日、一般営業時間外は 5 千円/日の協賛金を主催支部に支出する。
4. 県協会予算について、2021 年度末繰越預金残高は県協会が引継ぐ。
5. 練習チケットについて、以下により返金する。
 - (1) 各支部にて返金希望を取纏め、チケットとともに県協会へ請求し、県協会から各支部口座へ振込む
 - (2) 支部に加入しない方の場合、各月県協会事務局がアイスアリーナでの換金日を案内し直接チケットを換金する。
 - (3) 支部に加入しない方でアイスアリーナ来場不可能な場合、チケットを郵送で県協会事務局へ送付いただき、手数料を差引き指定銀行口座へ送金する。
6. その他、移行措置に関わる必要な事項は、2021 年度県協会理事会および 2022 年度運営委員会で協議する。